

2012 国際協同組合年福島県実行委員会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、「2012 国際協同組合年福島県実行委員会」と称します。

（目的）

第2条 この会は、2012 年の国際協同組合年にあたり、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く県民に認知されるよう取り組みを行うとともに、協同組合運動を促進させる取り組みを行うことを目的とします。

（事業）

第3条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- （1）国際協同組合年に関する福島県での行事開催に関すること。
- （2）2012 国際協同組合年に向け、現代における協同組合が果たしている価値と役割等に関する広報活動の展開。
- （3）福島県の復興と再生に向けた協同の取り組みに関すること。
- （4）全国段階と本県との取り組みにおける連絡調整。
- （5）その他この会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（委員）

第4条 この会の委員は、国際協同組合年の趣旨に賛同する者で構成します。

2 委員の任期は、この会の発足の日から業務が終了し解散するまでの間とします。

3 委員は無報酬とします。

（委員の職務）

第5条 委員は、この会を構成し、運営に関する重要事項を決定します。

（役員）

第6条 この会に役員として、委員長1名、副委員長5名、監事2名を置きます。

（役員の選出）

第7条 役員は、委員の互選により選任する。

（役員の任期等）

第8条 役員の任期は、選任された日から業務が終了し解散するまでの間とします。

2 役員は無報酬とします。

（委員長・副委員長の職務）

第9条 委員長は、この会を代表し会務を総括します。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、委員長があらかじめ定める順序によりその職務を代理します。

(監事の職務)

第 10 条 監事は、この会の会計を監査します。

(幹事)

第 11 条 この会の事業を企画・推進するため、幹事および幹事会を置きます。

(事務局)

第 12 条 この会の事務を処理するため、事務局を置きます。

(経費)

第 13 条 この会の経費は、負担金・寄付金、その他の収入を充てることとします。

(事業年度)

第 14 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

(解散)

第 15 条 この会は、2012 年終了後、この会の議決により解散します。

(代表への委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、代表が定めます。

附則

1 この規約は、2011 年 12 月 8 日から施行します。

2 この会の設立当初の事業年度は、第 14 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から 2012 年 3 月 31 日までとします。